

長与町議会議員政治倫理条例に係る
調査特別委員会会議録

(平成29年 7月 7日)

長 与 町 議 会

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会会議録

本日の会議 平成 2 9 年 7 月 7 日

招集場所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員	長	喜々津	英世	副委員	長	金子	恵
委員		浦川	圭一	委員		中村	美穂
委員		安部	都	委員		饗庭	敦子
委員		安藤	克彦	委員		分部	和弘
委員		岩永	政則	委員		山口	憲一郎
委員		堤	理志	委員		河野	龍二
委員		吉岡	清彦	委員		竹中	悟

出席委員外議員

議長	内村	博法	議員	西岡	克之
----	----	----	----	----	----

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本	圭介	議事課長	富永	正彦
課長補佐	細田	浩子			

本日の委員会に付した案件

給食米を巡る新聞報道に係る実態把握について

開 会 13時30分

散 会 16時32分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんこんにちは。定刻となりました。定足数に達しておりますので本日の、第3回になりますけれども、特別委員会を開催いたします。本日はですね、7月3日の第2回特別委員会時に決定しておりましたとおり、長与町議会会議規則第68条の規定に基づいて、西岡議員に出席を求めています。質疑を行いたいと思っております。質疑に当たっては、新聞報道、全員協議会での説明等踏まえ、問題点の整理等を行ってまいりました。また3日の特別委員会では教育委員会に対する質疑、答弁の中で、また、明らかになったものもあったと思っております。そういったものを踏まえて、本日は質疑をお願いしたいと思っております。なお、西岡議員におかれましては、この調査にひとつ御協力いただきますように、よろしく願いいたしておきます。

それではまず初めに、西岡議員から前回の6月6日の全員協議会の中で説明した事項に対して補足等があればですね。冒頭西岡議員から、説明を受けたいと思います。

西岡議員。

○西岡克之議員

取り立てて補足っていうほどではありませんので、結構でございます。

委員長におかれましては特別委員会のかじ取り、大変に御苦労さまでございます。また委員の皆様におかれましても、お時間を使い、特別委員会の調査、研究、大変に御苦労さまでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員から特別、説明することはないということですので、これから早速、質疑に入りたいと思います。どなたからでも結構です。

質疑ありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

全協の時にもらった議事録がありますけども、その中に書いてあります、西岡議員が4回程役場の方に出向いたと書いてありますけども、その中で、5月16日と18日、2回は教育委員会の方から、お呼びがあったということですのでありますが、それは間違いございませんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

明らかに鮮明に覚えているわけではございませんが、多分そうだというふうに理解をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

それであれば、2回は自分から役場の方に出向いていったということで捉えて、質問させていただきたいと思いますけども、自分自身で役場に出向いた。出向かれたということは、どのような考えを持って行かれたのか、まず質問させていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

取引における確認でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

役場に出向いたってことは別に、一般の人からすれば、別に何も無いのかなということだと思いますけども、今、議員の立場から、議員でありますので、やはりこうその時に、やっぱり今私たちが議会で倫理条例を作っております。それに触れるという思いはなかったのか、質問をさせていただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

西岡克之個人でまいりました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

良いですか。他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

個人で行かれたってことですけれども、議員であることは明らかかなというふうには思っております。その中で5月2日に教育委員会に行かれ、その後、5月12日に副町長と面談したということですが、教育委員会に行かれた時には了解しましたということで、その後、副町長に面談したのはどういう目的があつて面談をされたのでしょうか、お伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

それも同じく確認に行きました。西岡克之個人として確認に行きました。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

いや、確認というのであれば、教育委員会へ行くべきかというふうに思います。所管でない副町長の所に行かれた理由は何か教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

同様でございます。それも、確認でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私が求めている回答と違うかと思うんですが、副町長は所管ではないので、副町長に何を確認されるんですか。教育委員会で話し合った結果は教育委員会のことでありまして、副町長がそれを知ってるということではございませんよね。その上で副町長に何を確認したのか、内容を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

内容は、教育委員会に行ったのとほぼ同じで一連の問題の確認でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

今、委員の質問は教育委員会所管の給食米の件、副町長の所に行った目的は何かと。教育委員会と同じ内容ですというふうに話をされたと思うんですが、それでよろしいですか。他にありませんか。関連でも良いですからどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

教育委員会でも、他の所でもそうなんですが、カウンターの所に一般の方とか業者の人はまず職員に言ってくださいということで、直接はそういう管理者と会えないんですよ。実は、先日の特別委員会でも、教育長が一般の方、業者の人とは、私は会うことはない。やっぱり会うということは議員だからということをおっしゃってたんです。今、議員は個人の立場とおっしゃいましたが、実際その役場のシステムとしては個人とか業者とは会わないというのが、そういう立場なんですよ。ちょっとそこは食い違うのかな。やっぱり議員として、議員として行かれた。相手方も議員だから会ったということだと私たちは先日の委員会で認識したんですが、そこはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

相手の取り方はどうか、存じませんが、私個人としては、西岡克之個人で行かせていただきました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

良いですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと関連します。教育長に会う時にまず職員のどなたかとアポを取りましたか。教育長と会いたいということで。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

教育委員会の窓口っていうか、いらっしゃいますかっていう形で、お尋ねをいたしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

副町長の時はどうですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

同様でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

実は先日教育委員会が来た時もそういう話をしました。私たちが教育長だとか会う時に、職員の方にいらっしゃいますか、いらっしゃれば、時間が空いてれば、教育長が職員の方がいらっしゃいますという形で通してくれるんですね。それは議員だから、それが可能であって、個人だとか、業者の方が行く場合は、通常やっぱりその直接会うことは無いというふうに言われたんですよ。ですから、西岡議員が自分は個人で行ったというふうに言われますけども、行政としては議員だから、議員が直接いらっしゃいますかと尋ねてきたから会ったというふうに捉えてるんですね、その辺はどう考えですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

とらまえ方の違いかなと思います。私は、西岡です。いらっしゃいますかというふうに言っておりますので、相手側の取り方によるのかなというふうに感じております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

政治倫理条例で大事な所はそこなんですよね。やはり議員という立場であれば、そういう職員は議員として話を聞かだろろうというふうな形で、先を考えないといけないんですよね。だからやっぱり政治倫理条例でこういうことをしちゃいかんというふうにしてるんですよ。そこをあくまでも個人で行ったというのは、やはりちょっと通用しないと。行政側は議員だから直接会う、会って話をする。そういう話のいろんな中身を聞くという形で捉えてるんで、そこはやっぱり政治倫理条例からすると、やはり反していると客観的に見て思いませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

私といたしましては、一個人として行くものですから、そこに議員として行ったという認識はございません。ですので、全く議員というわけではないので、一個人として行ったという認識しか持っておりませんので、以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

分部議員。

○委員（分部和弘委員）

ちょっと1点お伺いいたします。現在、西岡屋と西岡議員の関係についてですけども、どういった今、西岡屋での立場があるのかないのか、そういったところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

立場はですね、かといって給料をもらっているわけでもないし、どう言って良いのか。立場。西岡議員として、また、西岡屋の1関係者としては、私個人は切り離しをしているつもりではございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

って書いてましたけども。っていうのであれば、西岡屋さんの経営には直接関連してない、タッチしてないということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

西岡屋は西岡吉子の許可、また名義でございます。私個人のものではございません。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

良いですか。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

お疲れさまです。私もその件でちょっと、教育委員会のヒアリングの中で、5月1日教育委員会から西岡屋の方に、いわゆる6月分の発注の件についての連絡が入っていると思うんですね。ちょっと議事録読み上げますと、電話連絡をさせていただき、西岡屋の方、女性の方から、うちは構わないという御返答をいただきましたとありました。まず、この女性の方っていうのは教育委員会の方はどなたっていうのを正確に把握されていないんですけども、西岡議員の方ではどなたか把握されてるのでしょうか。また、把握されているのはどなたなんのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

うちのスタッフの1名でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

結構重要な案件というか、重要な連絡に対して即答という形で返事をされているんですけども、1スタッフというとなんか責任のある方というふうな捉え方で良いのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

電話口で無くなりますと言われて、ああ、そうですかとしか言いようがないと思います。本来ならば、こういう大事なお話は文書で行うべきだと思いますので、私はそういうふうに感じております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは、この全員協議会の時にも私確認させていただいたんですが、契約自体は単価契約であって数量契約では無いというふうに教育委員会からも説明がありました。西岡屋としては当然、毎月来ている分が当然年間、予定通り来れば、定期的に発注があるというふうなことなんだろうけども、そこを教育委員会は契約上は別に発注をしなくて

も良いわけですね。発注が無くなっても契約違反ではないと思うんですよ。でも、ここに議事録にあるんですけれども、準備をしておられたら御迷惑をおかけすると思い、農協とかじげもの発注に先立って、西岡屋に6月分についてはよそに発注する旨、電話連絡をさせていただきましたとあるんですよね。ちょっと分からないんですけども、普通、責任ある方じゃなければ、いや、確認をしてから折り返し電話させますとか普通の、普通だと私もそうだと思うんです。自分が分からない事をそうですかだけでは、果たしてそれが、そういうのがあるのかなと。あるとしたらそれまでなんですけれども、そこはちょっと、余りにもあいまい過ぎるのかなと思うんですよね。ですので、これはあれですか。再度聞きますけれども、西岡議員が役場に来られたのはどなたの指示で来られたのか。西岡議員は今、分部議員の質問に自分の立場がちょっとはつきり明確にお答えなかったんですけども、経営者、代表者というんでしょうか。西岡吉子さんという方がいらっしゃるんですけども、その方から指示を受けて来られたのか。どういう立場、どういう形で役場の方に来られたのか。役場に来られたっていうのは先程あった教育委員会に面談したり、副町長に面談したりということですね、そこをお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

指示というわけではございませんが、後でその電話口のお話は聞きました。かねてより地産地消を推進する立場ですので、私も一概には断りづらいというふうに理解しております。先程申し上げましたように、こういう大事な話を電話口でするのかなど。常識的に考えて、普通は文書でやりとりをします。その確認に伺いました。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

理解はできないんですけども、一応おっしゃることは分かりました。それとですね、いわゆる教育委員会に来た、副町長に行かれたって一連のあったんですけども、河野議員もおっしゃってましたけども、今回の件に関して西岡議員はまずかったかなっていうか、反省というか、本来、個人的な立場で来られたとおっしゃいましたけども、やはり自分の事に、自分のいわゆる利益に関する事に関して自分が動くっていう事は、やはりこうちょっと控えるべき事じゃないかなと思うんですよね。立場は個人で来られたかもしれないけども、議員としての立場もあるわけですし、ですのでそれを気にして西岡議員は契約をされた当初、いわゆる議会事務局長に確認をして、問題が無いかとかそういうこともされてるわけですね。やっぱり御自身も気にはされてたと思うんですよ。契約自体は私も問題が無いことだと思います。あくまでもこれは私会計の問題ですし、代表者も違うことですので。それはクリアだと思うんですけども、やはり、倫理条例の

中にある職員に職務の遂行を妨げたという事を、いわゆる行ってはいけないという項目があるんですね。ちょっと条数忘れましたけども、実際教育委員会にこないだのヒアリングでも職務の遂行は妨げられていると。いわゆる発注をかけた、かけた発注を取り消した。西岡議員が、そういうふうに、いろいろ言いに行ったことによって、発注を再度元に戻した。いろんな、本来ならば、西岡議員が言って行かなければ起こらなかった事が起こってきてるわけですね。職務遂行を妨げているんじゃないかなと思うんですけども、御自身でその点について、何かこう反省と申しますか、御自身の中で思うもの、考えるものはありませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

発注が妨げられた。現状の発注が実際に減っているのかどうかは、私は分かりません。ただ、職務を妨げたということも、それに勘案しているので分かりません。ただ、一個人としてその内容の確認に行くのは許されてることだというふうに思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

5月の1日に女性のスタッフの1人がうちは構わないと返答されまして、そしてその後、次の日西岡議員は先程確認をしに行ったというところで、お答えになられたんですが、その時に了解はしましたというふうな答えをされています。それで、その後は何回か、数回行ってますけれども、西岡議員がその会話の中で、これ、自分の所に発注をしなかったことについて、これは損害賠償ものだという、または、自分の所が減らされたら困るというような、そのような内容的なものはおっしゃいましたか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

すいません。もう一度質問をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

勝本教育長などと抗議っていうか、会話をする時にですね、西岡議員が自分の所に発注をして、6月に発注をしていただかないとそれは困るというような、損害賠償ものだとかというような発言をされましたか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

その時、息子と同席をいたしております。息子が話した事だというふうに認識をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。

安部委員。今の質問の中で、その発言は西岡議員の発言じゃなくて、この会議録を見ても、息子さんジュンジさんて方が、そういう発言をしております。訂正をしてください。

安部委員。

○委員（安部都委員）

息子さんが言われたというところなんです、その後ですね。やはり先程から同僚議員が言われましたように、やはりJAに発注してたのを、西岡議員の数回の抗議の後に、やっぱり変更しているというところで、何らかの御自分の行動たるものが影響があったというふうに思われますか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

先程、他の議員の方の質問にあったように変更があったかどうかというのは確認ができておりません。したがって、どうか分かりません。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。先程の西岡議員の発言じゃなくて、息子さんの発言ということですから、その分について取り消しをしてください。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程の質問の件で、西岡議員ではなく息子さんの発言ということでしたので、これは取り消しというところでいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

堤議員。

○委員（堤理志委員）

この間、教育委員会等々に何度かやり取りがされてると思うんですが、その前いずれかの段階です。例えば、西岡屋として一定の量、確保してるか、する考えだったのかということで、そういうふうに契約を変更されては困るというような趣旨の話はした

ことはないのかどうかですね。いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

一定の量を来る予定で仕入れを、通常今まで、一定の量をいただいておりますので、事前に何もそういう話が無かったものですから仕入れはしております。したがって、その量が減るといことならば、何度も申し上げますように事前に文書等でいただければ良いんですが、いきなり、そういう話があったものです。それは確かに困るだろうというふうに理解しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤議員。

○委員（堤理志委員）

先程、西岡議員が職務を妨げられたんじゃないかという質問に対して、内容確認することは許されるはずだっておっしゃいました。内容確認しただけではなくて、今の御答弁ですと困る、明らかに自らの意思をですね、そういうふうにされると困るとおっしゃってるんです。困るということと言うということと、事実確認、内容確認するというのはやはり違うことじゃないかなと思うんですから、内容確認以上のことがやっぱり発言されてますよね、そういう御認識はありますか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

確認の一端の中での発言だというふうに理解しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員に申し上げますけれども、このままでは困るということは言ったこと無いというふうに捉えたんですが、これは教育委員会の説明の中で、5月12日のくだりで、西岡議員から本年度1年間の給食米の納入数量を確保しておりこのままでは困ると言った話がありということで明確にそこで、答弁をしておるんです。そうすると、教育委員会側の次長の答弁が誤りだったのか。議員が答弁の誤りなのか、そこはつきりしたいと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

今申し上げましたように確認の中の一環で、そういう話が出たのかなっていうふうに推測いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

出たのかなということ。言ったのか、言わないのかの問題ですから、もう一度お願

いします。

西岡議員。

○西岡克之議員

確認の中で、そういう言葉が出たのかなというふうに推測及び理解をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

本人もそういう発言があったということは認めたものと今思っております。他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

西岡議員にお尋ねします。長与町議会議員政治倫理条例を平成25年に私達の手で作ったんですけれども、その政治倫理条例を議員としてどのように捉えておられますか。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を開きます。

西岡議員。

○西岡克之議員

目的の第1条にあるとおりのことなのかなと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

目的の所でというふうお話だったので目的をちょっと読みさせていただきますと、途中からでございますが、長与町議会議員が町民全体の奉仕者として政治倫理条例を保持し、いやしくもその権限または地位による影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図ることはないよう必要な処置を講ずることにより、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とするというふうになっております。ということは、我々議員は自分で自分を律することだというふうに私は思っております。その中で、今回のこのような報道があり、いろんな疑惑があり、そうした場合にはこの中にもありますけれども政治倫理条例の中に、疑惑を持たれた時は自ら疑惑の解明にあたるとともにその責任を明らかにしなければならないとあります。そうした時に、今日の私達の質問の中でのお答えを聞いておりますと、とても政治倫理条例を、自ら律するいろんなことがあるのでね、全てがその西岡さんがっていうことではないというふうに思っております。だから、その中でも、何か疑いがあるっていうことに対する御自身の責任というものはあるかというふうに思うんですね、そうした場合に政治倫理条例に基づき、自分からここがちょっといかにやったのじゃないかなと、

いや、全く倫理条例に触れないと、先程から個人とおっしゃいますけれども、我々は365日24時間議員でございまして、どこからどこを切り離したら個人なのか、ここは個人の分ですよ、だから良いんですよとなるとおかしいのではないかというふうに思うんですね、人間であつてももちろん議員であつても、これは個人でしたからそれは良いじゃないかというふうには言えないんじゃないかというふうに思うんです、365日24時間どなたから見ても西岡さんは西岡議員であると私は思うんですね。その辺りも含めて、再度その個人で行った。個人で行ったら良いのかっていうのもちょっとあるんですけども、それは別としてもどうでしょう。議員として政治倫理条例を前にして、どういうふうにお考えでしょうか、お伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

新聞の報道によりますと、大上段に振りかざしたわけでないと書いておりますので、議員専業の方、兼業の方、兼業って言ったらおかしいんですが、農業されてる方もいらっしゃいますし、他にお勤めの方もいらっしゃいます。その時は、議員っていうことは、少し、どっちが優先するのかなっていう形になった時に、職務に勤められてる方は、会社に行く時におれは議員だと言っての方いらっしゃらないと思います。全くそこと同じような考え方じゃないかなっていうふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

そういうことを言ってるわけでは無いんですけども、非常に申し訳ないですけども、議員として政治倫理条例は自分を律するために作ったものであるからこそですよ。その言ったら職務は職務かもしれないですけども、特に御自身がいる長与町、その役場の職員にとっては西岡さんが来たら西岡議員なわけですよ。僕は西岡克之ですとおっしゃるかもしれないけども、来られた側は西岡議員な訳ですよ。だれが見ても西岡議員な訳です。議会にも、見てるわけですから、だから、それをいやいや西岡として行ったからという理由がどうも納得できない訳ですよ、私としては。いや、議員としてそんなつもりはもちろん無かったというのはあるかもしれないですよ。しかしながら、行ったこと自体がアウトではないかと私は思ってるんです。だから先程、西岡屋との立場もありましたが、立場もあやふやなのになぜそこだけ、そこだけその減っては困るみたいな趣旨ですよ、みたいな趣旨を言われるということは、立場は無いのになぜそこでは言うのかがちょっと分からない、もう少し本当のことを言わしてもらおうと、行ったら何らかしてくれるんじゃないかという思いがあるのではないかとやっぱり思ってるわけ。それがやっぱり抵触するんじゃないかというふうに思うんです。だから、ここまでがこうというのは無いかと思うんですけども、やはり我々議員として、そこ律するべきじ

ゃないかと思うんですが、再度お伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

行ったことにより、発注量が変わるというのならば分かるんですが、現状変わってないんじゃないかなっていうふうに思いますということは、あちらの捉え方も議員じゃないというふうに捉えていると私は思います。私ももちろん議員という立場で行っておりません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今の発言の中で再度確認をさせていただきたいんですが、発注量が変わってないじゃないのかなとおっしゃいましたけれども、JAに発注してた分を半分はその次の月に回して、その分を西岡屋に発注したというふうに私たちは教育委員会からお聞きしました。そうすると、西岡さんの言動がやっぱり影響してJAの方を変えたと。こないだ教育委員会の方にこの面談をさせてもらった時にもはっきりそんな言われました。もしこれがなかったら、どうしますかという御質問が同僚議員からありました。その場合はそのままだったでしょうということそのままJAに行ったでしょうということなんですね。そうするとやっぱり影響があったんじゃないかというふうに思うんですね。だからその辺りは知らないということですけども、情報が錯綜してるのでどこまでか分かりませんけれども、それは御自身の西岡屋で確認できるようなことではないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

その発注をどうしてそういうことをするんですかという内容の確認に行ったということ、何遍も申し上げてますように、どうなのですかと。例えば、何かこちら側に瑕疵があったのか。その確認に行ったこととございます。従ってどうなるかっていうことは、私の知り得るところとございますが、現状では当初のとおり、JAに発注されてるんじゃないですかね。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけど。もう既に特別委員会の中で、教育委員会の説明の中で、5月18日木曜日。西岡屋、西岡議員を来町していただき、6月に確保してる米を急に減らされても困るという事情を踏まえ、西彼農協に発注しております、米、給食米、2,080キロ

を6月、7月分けること、残りを西岡屋、中村米穀にお願いすることを説明し納得していただきましたということで、これ変更の理由をここで、ちゃんと教育委員会説明しますよね。今、西岡議員は、いやそれはあったかどうか分からないというふうなお話でしたけど、ちょっとそこら辺の内容を説明していただきませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

変更があったという。もう一度すいませんが、河野議員最後のところもう一度質問をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程からね、変更があったかどうか確認していないと、その影響があったかどうかというところで、それで、ずっと変更があったかどうか確認していないというふうな形でずっと言われてるんですけど、5月18日の教育委員会と西岡議員、西岡屋との面談ではこういうふうにしてましたけども、発注しておりました給食2,080キロを6月、7月に分けること。で残りを西岡屋、中村米穀にお願いすることを説明し、納得していただきましたというふうになってる。変更があつてことを説明しとるわけですよ。先程から、変更があったかどうか分からないと、影響があったかどうか分からないというふうなのは、ちょっとその説明とちょっと食い違うかなというふうに思うんですけども、分かりますか、どうですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

実際、その町教委がおっしゃることと、その発注量が現実問題として変わっているのかどうかを確認できていないということを申し上げたんです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認できてないということは6月の給食米、残り分は西岡屋、中村米穀店は納入してないという形のところが確認できてないというところなんですか。ちょっともう一度、その確認できてないというところがよく分からないです。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

先程お話の中にあつた2,000、いくらとかいう、その数量の確認ができていない

ということでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちよつとこう、よく分からないんですが、その全体の流れからするとですよ。もともと6月の給食米を農協に納めてもらうという形になったと。そういう状況の中で西岡屋が、西岡議員が教育委員会や副町長と、先ほどから言われるその契約の中身を確認していったと。実際じゃあ5月18日の時にこうやって変えますというふうな説明をされてるわけですかいね。そこは変更がされたっていうのは確認できてるわけですよ。西岡さんここで、西岡議員も一緒に話を聞いているんで。数量が確認できてないというのは、ちよつとどういう意味かよく分からないです。2,080キロを6月、7月分けることは、これ農協がもともと納めようと思ってた2,080キロですよ。西岡屋は6月前は全く納めてないという形なんですかね。数量が確認できてないというのは、ちよつとそこら辺もよく分からないんですよ。その確認できてないという言葉が。通常、先程から言うように、西岡さんの、西岡議員の西岡屋との立場というのはちよつとあいまいだということなんですけども、お米の先程から出た納める量が減るから困るんだっていうふうな話をされてるわけですよ。そうするとそこで困るんだって話をされていながら、いまだに減って、何て言ったら良いのかな。西岡さんは6月はお米を納め切れてないという状況なのかですね。6月分はもう納められたというふうに、聞いて良いのか。ちよつとその確認が取れてないというのがちよつとよく分からないんで、もう一度その説明していただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

6月に町教委が何キロ発注をJAにかけたのかというのが分からないので、私の方では何ともお答えのしようがないということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

実数はちよつと分からないかもしれませんが、一方で西岡議員の説明の中で、ここにあるのは、5月15日勝本教育長から明日教育長室に来られるように、翌16日来ましたと。その時に、2,200キロもJAに納品させるようになってると伝えられましたというふうに。ここは2,200キロという数が、出てますよね。ちゃんとした数字が分からないという意味なんですかね。でもそこはあんまり問題じゃないんじゃないですかね。ちよつとちゃんとした数字がどれだけ納められてるか分からないと。やっぱりもともと6月は西岡屋がお米を納入できなくなると。それが大変だということであ

いう事例が起きているので、6月のお米がどれくらい納められているか確認できてないというのは問題じゃないんじゃないですかね。その結局何を言いたいかというと、同僚議員も言われたように、もともとJAに納めるつもりだったのを、6月、7月に分けて納めてもらう。残りを西岡屋、中村屋に納めてもらうということで、多くの最初の考えからすると、これやっぱり変えられたわけですよね。こういうをやっぱ行ったのは、西岡議員だというのがですね、やっぱりそう捉えられざるを得ないんじゃないかなというふうに思いますんで、そのお米の数量が確認できてないというのは、私が今説明した中身のところなんですかね。その実数が農協にどれだけ納められ、農協からどれだけ納められるかというのが分からないというところが確認できてないというところで確認させてもらって良いんですか。でも後半は、西岡議員がやっぱりこういう話をするので、やっぱりその、この納期6月、7月分を西岡屋と中村米穀から納めてもらうという形に変わったというふうに認識をされてるんじゃないですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

もう一度、質問をお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

教育委員会の時も話したんですけども、教育委員会がもともと、やはり、こういうことがなぜ起きたのかと、副町長もなぜこういうふうにそういう話なのかというところの中で教育委員会の弁明としては学校給食を守ること、町民の皆さんに児童に給食をちゃんと提供することっていうことで、教育委員会はお米の納入をJA農協からもして良いんじゃないかという形で進めていったわけですよね、話を。そこで、出てきたのが、西岡議員がこういう交渉に入ってきたと。その中で、やはりその元々教育委員会は先程言いましたように、西岡議員からの要請が無ければ変えることは無かったというふうに、最後に発言してるんですよ。西岡議員のそういう行為によって。元々町がやろうと思ってたことをできなくしてしまってる。そこはやっぱり僕はそういうふうに思わざるを得ないし、さっき聞いたんですけど、結局数量の問題ですね。JAから実数がどれだけ納められないというところが確認できてないというところなのかですね、実数をつかんでないというところはですね。それと、6月、7月については西岡屋、中村米穀からもお米を納めてもらうということで、西岡議員のそういう、こう働きかけの影響がこういう行為に結びついたんじゃないかということ、これは同僚議員も聞いてますけど、再度確認したいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

その中で、最初の部分で、委員会の途中でも申し上げましたが、一般的な取引ではこれこれこういうことで、変更いたしますということで文書では話が来るんです。で、あなたの所はこういう瑕疵があります。よって、こういうふうな形で他の納品を許可しますという。全く今回それが無いものですから、私達は何がどうなのかという話を教育委員会に尋ねに行きました。その結果、教育委員会が数量の変更をしたということではないのかなというふうに理解しております。教育委員会の方からこちらに瑕疵があるということは1度も聞いたことがございません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと方向性を変えたいんですけども、圧力っていう言葉が出ましたけども、圧力はかけられた側が圧力と捉えれば、言った側はどういう言い方しても、圧力って言われた側にあるんですよ。だから私達も物を頼みに行く時には極力気をつけた頼み方といたしますか。お願いといたしますか、しないといけないと思うんですよ。今回は御自身のいわゆる関係した会社に関することというのがまず一つですね。そこは認識をしときたいんですけども、御自身は経営には、先程から余り関わってないようなお話をされていますが、この本当にそうですか、経営に関わって無いんでしょうか。いかがでしょうか。御自身の職場での、西岡屋での立場というのは、先程同僚議員の答弁の中には明確なのが無かったんですけど、再度お伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

安藤議員の質問にお答えいたします。経営に関わる、関わらないっていうのはどこまでで線を引くのかという部分がございますので、例えば、10キロ動かしただけでも経営に関わったということもありますし、本人の自覚の問題なので、そこは取る人の判断という形ではないのかなと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それともう1点ですね。5月の12日に副町長に面談に行かれてるんですよ。教育委員会に行った後、副町長に面談に行かれていますと、先程の答弁では確認をしに行ったというふうにおっしゃってました。今回の件で、いわゆる米の問題で、副町長に面会されたのは何回ぐらいありますか、これ1回ですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

1回です。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

再度確認しますが、このお米の、今回の件、今年度に入ったお米の件で、副町長と面会されたのは1回でよろしいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

1回です。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

御自身が全員協議会で発言された中で、5月18日の件は御自身の発言の中には無かったんですよね、教育委員会の次長の発言の中で、5月12日ですね。失礼しました。5月12日金曜日ですね。これ教育次長の発言の中に5月12日の件があるんですけども、実は西岡議員の発言の中にも、副町長と面会した記録がと発言されているところがあるんですね、それがいわゆる価格交渉の段階で、ちょっと読み上げますね。これ日には書いてません。が、玄米仕入れ価格の上昇に伴い、納入単価の見直しを町教育委員会に申し出たところ認められず、いわゆるお米の価格を上げてほしいと言ったけど教育委員会に認められず、教育委員会に納入価格を上げるのであれば県経済連の米を長与農協より納品すると連絡を受け、契約と違う旨の申し入れをいたしました。これ西岡議員の発言です。交渉の途中、鈴木副町長にも話をし、交渉の中で値上げをするなら自炊校のどこか一つを農協にする案も出ましたが、値上げはいたしませんと私の方から話し、両者納得のもと話し合いは終わりました。4月2日、商工会を通して契約をいたしました。これは、先程の5月12日の前の段階に副町長に面談をしていると。常態的に、いわゆる教育委員会の管轄でもない副町長に、常態的にこうやってお話を持って行っていると。まず、この点について説明いただけますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

すいません、5月12日かどうなのか、ちょっと私を書いた皆さんもお持ちの資料であると思うんですけども、1回だけです、内容確認に行ったのは。それ今読み上げられたそこですね。それ以外は行っておりません。交渉の途中で値上げその、文言のところで、そこ1回だけ行きました。確認をいたしました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。今のは4月、西岡議員は4月2日に契約をしたという、実際は4月3日でしょうけども、この前に、値上げの交渉の段階で鈴木副町長にもお話をし、そしてそれが、私が値上げしませんと私の方から話して、両者納得のもと話し合いは終わりました。そして4月2日に商工会を通じて契約しました。だから4月2日、3日契約以前に、副町長と会ったということを議員自身がお話しておられます。

西岡議員。

○西岡克之議員

すいません、5月12日でなくて、私の勘違いでした。その以前に会って、内容の確認をして、ここに文言に書いてある様なことに、結果になったというふうに理解してま
す。日にちは私の勘違いでした。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

勘違いということ。私は副町長室にそんなに行かないので、年間、何回行くかな。1
回行くかなです。ちょっとそこは良しとして、最後に質問した教育委員会の管轄で
はない副町長に、この数カ月の間に最低でも2回はお話をしに行つとるわけですよ
ね。教育委員会は5月の12日に副町長と西岡議員が面談してってということをお話をさ
れてます。また後からこれは教育委員会に確認をしてもらいたいと。事実確認ははっき
りしてもらいたいと思うんですけども、そういったことで、常態化っていうかです
よ、もうそのところは議員も御自身分かると思うんですよ。副町長は教育委員会の業
務には直接でも間接的にも、特にこの契約とかに関することに関しては直接、直接関
わつたら、本当に私はまずいことだと思うんですけども、副町長に常態化してるん
ですか、そういった相談に行くっていうのは。西岡議員は1回と、1回しか会って
ないとおっしゃってますので、常態化では無くなるんですけども、再度すみませ
ん、お願いします。5月12日の件は間違いなく、副町長にお会いしてないんで
しょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

すいません、先程、勘違いをしておりました。契約以前の話で一度お会いをしたこ
とは事実でございます。5月12日は多分勘違いじゃないかなっていうふうに私は理
解しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

5月12日は教育委員会の方からの説明で、5月12日に西岡議員が来庁され、副
町長と面談され、席上、西岡議員から本年度1年間分の給食米、これ先程も申し上げ
ましたけれども、このままでは困るという話が5月12日にあつてる。4月2日の段
階では、

金額の問題だけですから、これは基本的には政治倫理条例には反する云々ということでは無いかもしれんけども、12日以降のこれについてはですね。先程、議員は数量の変更は無かったじゃないかと。トータルとすれば農協分は2,080キロを6月、7月に分けて納めるので、農協発注分は無かったかもしれない。トータルとすればね。でも、そこら辺は要するに、西岡議員が言ったことによって、発注が取り消しがなされ、最終的にはまた協議の上、6、7月に分けて納めてください。6月分で1,400キロの3割程度を農協に、その残りは西岡屋と中村さんで納入してくださいということで、最終的に了解が取れるわけですよ。だから、いずれにしても、その政治倫理という部分では、やはり問題があったと言わざるを得ないんですが、もう1時間たちましたので、ここで場内の時計で14時45分まで休憩をいたします。

(休憩 14時35分～14時45分)

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

他にありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私は議事運営の立場からね、一言、委員長にお願いしたいことがあります。委員長は今、抵触をするという言葉は何回も使われまして、前回からずっと使われておりますが、今これは調査の段階でありましてね。まだ結局抵触するかどうかというのは最終的に結論が出ることであって、他の委員会にとってもですね、委員長の発言が非常に重いものですから。委員長というのは、議会運営委員会をされておられますのでね、よくお分かりだと思うんですけど、皆さんの意見を聞いて、そしてそれを進行すると。最終的に決を取る時にはもう御存じのとおり、裁決権はありません。そして同一の時に初めて採決権が生まれるわけですから、その辺は平等にしていただかないと、非常に違和感がある言葉と思いますので、以後注意をしていただきたい、そのように思います。

○委員長（喜々津英世委員）

忠告はありがとうございました。ただ私とすれば、なるべく皆さんに、いろんな意見を出していただきたいという思いで発言もしたこともありますけれども、以後、注意をしたいと思います。他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

4、5点質問をさせていただきたいというふうに思うんですが、西岡議員あるいは教育委員会のですね、6日のその説明をですね。教育委員会の時も申し上げたんですが、一定、表にまとめて、前後を整合を取るような形でまとめてみたわけです。そういうことで見ますとね、非常に分かりやすくなりますですね、判断が。そういうことを前提にですね。ちょっと記載をしておりますので、言葉が聞きにくい点が無いように、書いて

おるのを読んで説明をいたしますので、議事録に残りますから、長与の方言が出ますと、非常にできませんのでね、そういうことで端的に申し上げたいというふうに思います。西岡議員はこの給食米の件について、教育委員会との協議では、先程も出ておりましたが、議員としての立場でですね。協議してきたのかですね。あるいはその西岡屋の一員の立場で協議、協議ですね、圧力じゃなくして協議をされてきたのか。まずあのどちらでですね、どちらの立場で、協議をされてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

一員としての立場で協議をしてまいりました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程言いますように、表にまとめてみますとね。相違点は、教育委員会と西岡議員の説明の相違点というのは余り見受けられませんでした。4月3日からですね。18日までの間、双方で協議をしですね。教育委員会の話でも双方が納得をした。であることも納得をしたと。西岡氏が納得をしたと。こういうあの表現で説明をされておられます。5月16日農協に2,080キロ。これはもう発注済みであったと。ということが前提になってですね、種々協議をされておるようです。西岡さんからはですね。5月18日の協議については、6月6日のですね、説明はですね。言及はなかったんです。18日が非常に1番大事なですね。教育委員会はかなり詳しく説明をされましたが、西岡さんはこのことについて言及はなかったというふうに思います。17日には教育長が西岡宅を尋ねたということがございました。そしたら西岡氏は留守だったということですね。それでその後、教育委員会からの連絡からと思いますけれども、確認ですけども5月18日に教育委員会へ出向かれですね。種々協議をされたというふうに思うんですが、協議をされましたかどうかですね、お尋ねをしたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

はい、おっしゃるとおり、5月17日勝本教育長が訪問されたんですが、私が留守でおりませんでした。お電話があつて、教委の方へ訪問いたしました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

例えば、その時の話として教育委員会の説明では、農協には2,080キロですね、これは5月16日に、もう発注をしたということでは言われておりました。このことから

派生してですね。この18日には2,080キロを6月と7月に分けるということで。合わせますと1,400キロと680キロの6月、7月に分けてですね、合わせて2,080キロは変わってないわけです。数量はですね。そういう話し合いをされたというふうに思います。それで残りは西岡屋、中村米店にお願いすること。そういうことで、教育委員会は西岡氏に説明をしたと。そしたら西岡氏は納得をされたと。こういう表現をされたんです。間違いないですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

さようでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

教育委員会で別途確認をしましたら、この数字についてはですね、6月、7月に分けることについては農協も納得をしましたということを聞いております。これも別としてですね。したがって、いろいろこう協議には問題が付きまといまいますよね、だから協議をするわけですね。したがって、三者が合意をしたということはですね、非常に良かったんじゃないかというふうに私は考えております。それで今度違った視点で質問いたしますが、給食米の契約はですね。もう1回確認ですが、だれとだれの契約かといいますと、教育委員会と商工会。これが一つ。それから商工会と西岡吉子さんのことであつたということですね、聞かされて、1番冒頭でもですね、おかしいんじゃないかと私質問したんですが、なぜ、そのような契約になったのか。もう1回、西岡氏にお尋ねをしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

商工会との契約がなぜ、行われたかということについての説明ですね。

西岡議員。

○西岡克之議員

商工会との契約は、我々は中村米屋と私どもが、皆さんもお持ちと思います、平成18年より地元の業者の保護育成の観点から、当時の長与町商工会長池原氏と同事務局長福田氏同席のもと、地場の零細業者保護育成の観点から、長与町教育委員会と長与町商工会が契約を交わし、地元で精米販売業を生業とする中村米穀店並びに西岡屋名義人西岡吉子が商工会と契約したということで、私はそういうふうに聞いております。契約する場合に直接契約できなかったのもので、そのできないという経緯は私も存じ上げておりませんが、そのかわり商工会と私どもで、また別に契約をしたという形でございます。随意契約方式で納品を現在まで行ってまいります。これは当時、今も行ってありますが、地元の衣料品業者で衣料品部会を作り、町内の中学校の制服販売を分け合う町内零細業

者の保護育成の考えに基づいたものでありましたという流れと同じでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

西岡議員は、この前の話、説明の中で平成19年に議員になった後に議会事務局長にですね、当時の議会事務局長に尋ねたということをおっしゃられました。そうしますとね、なぜ尋ねたのかなど。こういうことをあえて私こう、これは推測をしましたけどもね。地方自治法の92条の2項に議員の兼業禁止というのがございますですね。これを意識をしてのことではなかったのかなということを感じたんですね。なぜそれじゃその議会事務局の事務局長にそういうことをこの契約について、尋ねないかんだったのかですね、その辺りから考えますと、そういうことが推測をされるわけですね。これは推測ですよ。そういうことで私は推測されると思いますけれども、そういうこととは全く無縁なんですか。関係があるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

今の岩永議員の御質問にお答えいたします。岩永議員がおっしゃられるように、議員になる以前から納品を行っておりました。その後、議員にさせていただいたのですが、有らぬ推測をかけられるよりも、当時は上がらないと分からないわけですから、無投票でも何でもないので、上がった時に果たしてこういう立場ですが、もちろん、西岡吉子の経営ってということも申し上げておりました。大丈夫なんだろうかっていうことで、いわゆる身の潔白を張らす意味も込めて、当時の議会事務局長に、議会事務局にお話をいたしました。問題なしという回答をいただきましたので、現在に至っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

もう1点は同じことなんですけども、先程こう、お聞きをいたしましたですね、教育委員会とこの商工会ですね。商工会と西岡屋の契約。これがですね。零細企業の業者の育成だということでは言われましたけれども、そうしなければならない理由は無いのじゃないかと。商工会は米は1粒ですら持たないわけですね。無いわけですよ。それで教育委員会にも言ったんですけども、なぜ教育委員会と商工会が契約をせないかんのかということをおっしゃったわけなんですけども、同じことを申し上げておるんですけども、これが順当なですね。零細企業の育成を図るためにはですね、こういうことをせないかんとおっしゃることを、いまだに西岡議員は思っておられますか。これおかしいなというふうに今、思われるの

かですね。見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

当初ですね、今申し上げたとおり、長与町学生衣料部会規約っていうのがございまして、これが本部会の図とか名称がございまして。本部会の事務局を長与町商工会内に置かっていうので。恐らく当時はこれに倣って、商工会の方もしたのかなというふうに推測をいたします。現在となりましては、もちろん、入札っていう形もありますが、学校給食法っていうのがございまして。その中で、安心安全という言葉が給食法の中でたくさん謳ってあります。安心で安全なお米を子供たちに届けると。まずそこが担保されなければ、私はいけないというふうに思います。それが、担保された上で、きちんと手順を踏んだ上での納入方法を取らなければならないのではないかなというふうに感じております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

現在に至っては本人にしても、やっぱり考えてみる、考えを変えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。検討をすべきじゃないかというふうに思うんですが、先程からちょっと出ておりましたけれども、5月12日に副町長と会っておられますけれども、副町長は説明では、議員だからということで対応したわけではありませんということをはっきり言われております。したがって、もう1回尋ねますけれども、議員はですね。議員の意識で副町長に会ったんですよね。そして何をしに行ったんですか。何をしに行ったかですね。その点をもう1回、お尋ねをしたいと思います。これは、議員も御存じだろうと思いますけれども、私の経験上からもよく分かっておるんですが、町の総合調整権というのが自治法の180条の4項にあるわけです。町長の総合調整権ですね、庁内全部のいろんなものの総合調整権は町長にあります。しかし、これは教育委員会の権限になる内容については、その立ち入ったり、干渉してはだめなんです。だめですね。したがって、例えば副町長が、町長に代わって発言をしましたよということ言ったにしてもですね。町長に対する総合調整権でいろんなことを、発言を教育委員会の、例えば組織とか、職員の人員の配置とかですね。そういう2、3点以外はだめなんです。町長であっても。だからそういうことをやっぱりよく知って、相談に行かれたんじゃないかなというふうには推測するんですが、行っても一緒なんです。行ったら、逆に問われますからね。副町長が問われますから、だから法律違反になりますからね。そういうこともやっぱり考えて行動をするべきじゃなかったのかなというふうに思います。今、お尋ねしました議員の意識で行かれたのか、何をしに行ったのかですね。お尋ねをしたいと思います。最後に、お願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

お答えいたします。この給食米というのは単に安ければ良いとか、そういうものではございません。今、岩永議員もおっしゃったように総合的なものがございまして、まず安心安全というのが第一義でございます。それを担保された上で、いわゆる異物が混入しない、子供たちが食べる安全な物だと口に入れる物だから安全な物だと。そういうのを担保された上で、次に来るのが単価の問題でございます。そういう安全性が担保された上で単価を論ずるのであれば、それはそれなりの論じ方があるというふうに推測をいたします。その部分において、お話をし、なおかつ、取引の疑義を話し、確認するという形で行かしていただきました。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私も幾つか。先程、商工会の衣料品部会ということがちょっと出ましたので、ちょっとそこで確認をさせていただきたいんですが、地場零細企業の育成ということで衣料品部会のそういうことに基づいて西岡さんの米納入の件も行われたというふうに理解をされているということでしたけれども、この衣料品部会っていうのは、実際、町内の3件の衣料品関係の所で、今でも行っているかというふうに思うんですね。嬉里に2件、高田に1件。この3件で行ってるんですけども、片や10着しか売らなくても、片や100着売っても、この3件が売った分を合計した分を分配するという形がこの衣料品部会だというふうに理解をしておりますし、西岡議員も筆頭理事をされてるので、その内容的なものっていうのは十分御理解されてるかと思うんですね。それに基づくということは中村米店と西岡屋、この2件で納入をしているということですけども、その分配というのはこの衣料品部会と同じ、同等ということであれば、そういうふうな、お金をいただいている部分はそういうふうな分け方をしているということになるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

金子議員はよく中身のことまで御存じで、さすがすごいなというふうに思いますが、中の分配の云々に関しては存じ上げておりませんので、今聞いて初めて理解をした次第でございます。要は業者を取りまとめて、窓口を一つにするという意味で申し上げたのでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

では、今の部分は了解しました。同じ商工会関係っていうか、その中村米店に関して

ちょっとお聞きしたいんですけれども、1,400キロを2件でということで、米の納入を決めていらっしゃるけれども、その割合的なものというのはどういうふうになってるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

他の米屋のことなので、私が発言するのはどうなのかというふうに思います。ただ、先程、申し上げたように、安心安全がまず担保されなければなりません。給食に納品するのは。昨今、異物の混入であるとかアレルギーであるとか、エピペンの常備の問題とかございます。安心安全がまず担保されなければいけません。そういう意味で、それを担保できる設備が必要になります。この設備っていうのが、納入能力の差ではないかなというふうに私は理解をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

最後に1点お聞きしますけれども、西岡議員は最初、5月の2日に行かれた時に、どうして西岡屋の代表である西岡吉子さんがその点抗議に行かなかったのか、その辺りを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

おまえが行ってこいっていう形でお聞きをしました。以上です。

○委員（安部都委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

おまえが行ってこいっていうことは自分は交渉はできないかもしれないから、あなたが議員であるから、交渉をうまくして来なさいよっていうことですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

それは全く違います。最初に冒頭に申し上げましたように、西岡克之個人で伺った次第でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは個人で伺ったということですから、このように、全てのこれまでのこう

いう何らかの交渉、商工会議所との交渉、いろんな交渉は御本人が介入されてるということによろしいのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

はい。私及び息子でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは、名義上は西岡吉子さんが代表でありますけれども、全てのその他、じゃあ西岡さんも何らかの形でそういうふうには交渉などは行ってるというふうには認識をいたします。そしてまた、それでは西岡議員は最後に、教育委員会はその電話でいろんなやり取りを全て変更に対してもやってきたということなんですが、やはりそこはもう不服に思っ、やっぱりその書面での何らかの通達を欲しかったということによろしいわけですね。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

最初の部分で名義だけかっている、お問い合わせの趣旨のように取れますが、交渉の報告は逐次いたしております。西岡吉子に。御理解いただきたいと思っております。電話で不服ということではございません。電話ですべきことじゃないだろうと、普通文書を交わします。こういう大事な問題は。文書が1通も来ずに電話口でする内容では無いんじゃないかというふうには感じただけでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは、教育委員会との交渉の中で、どうして電話でされたのか、文書でどうして行わなかったかというような発言が、ここの中で見えないんですが、そのような事は言われたんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

それはいずれ発言する機会があると思って言ってませんでした。今日この場で初めて発言をいたしました。常識的に考えて文書ですべきであろうというふうには理解をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。それでは、西岡議員は自分の方には一切、先程西岡議員の答弁では教育委員会からの自分の方に瑕疵は一切無かったと聞いているということの発言をされましたが、御自身としては瑕疵も無いと。一切不手際、一切全て自分の方には無いというふうに認識をされてるということによろしいのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

瑕疵っていうのはどういうことについてですか。お尋ねいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

西岡議員が先程、自分の方には一切瑕疵が無かったと聞いているということについてです。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

取引上のことでございますか。さようでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程からですね、経営について、経営の関わりについて同僚議員から何件か、何人かから質問が出されてるんですが、やっぱり私もここがどうしても気になって、経営にどこまでタッチしてるかっていうのは一概に言えないというふうに、御認識もされましたが、これがですよ。やはり、西岡屋全体の運営、経営に関わって、やはり西岡さん御自身も一部ですね、一部ぐらいはやはり、経営に関わってるよなというふうな認識があるかどうかですね、ここはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

小さい、小規模零細企業でございます。セクションが明らかというわけではございません。それこそ家内制手工業とかいう言葉もございますように、家族全員が一つのものに関わっていくっていうことでございますので、そういう観点から考えれば、全員が経営に関わっているというふうに考えてよろしいかと思えます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の御説明ですと経営の一端に関わっているということが、お認めになったというふうに思うんですが、そこですよ。商工会法、ちょっと資料でですね、私も、見てみたんですけども、商工会の会員っていうのが、商工業者でなければならないというふうになっているようです。そして、特に今、西岡さん、理事もなさっているということで、商工会の役員は会員でなければならないということを考えますと、商工会の理事をされているということは、商工業者の経営に関わっていると。ちょっとここはまた再確認にしようかと思えますけど、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

私も法律のことは詳しく知りません。発言について自信が持てませんが、理事の、これは聞いた話によれば、理事というのは、定数の中の何名かは従業員でも構わないんです。そういう法律があるらしいです。経営者じゃなくても理事にはなれるっていうことでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

前回の全員協議会の中で御発言をされた点で、ほぼ、教育委員会委員から聞き取った内容とほぼ符合するかなというふうな同僚議員の話もありましたが、若干ですね、確認をさせていただきたいと思うのが、西岡議員が発言された中で、5月2日の日に教育委員会から給食強化月間、これは6月含めて年3回やるけどもっていうようなくだりがあるんですが、この時に、西岡議員が5月2日とおっしゃったんですが、これと同じ連絡を教育委員会がしたのが、教育委員会が言うには5月1日なんだと。ちょっとここ細かなことですが、ちょっと、確認をまずさせてもらいたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

失礼ですが、そこは詳しく覚えておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

堤議員。

○委員（堤理志委員）

今の部分はですね、恐らく1日なので、いちいち日誌をつけてるわけじゃないので、そういう食い違いがあろうかと思うんですよ。そこは分かりました。その発言の中で、

西岡議員が発言した中で、教育委員会からじげもん経由で長与町産米を入れるという連絡があったということですが、そこは間違いないかどうかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

はい、間違いございません。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとそこが、実は、教育委員会からの聞き取りの中では、教育委員会から西岡屋に電話があって、じげもんがJ Aから納入すると連絡をしたそうなんです。なぜJ Aとじげもんなのかといいますと、教育委員会の説明によりますと、じげもんからは長与産。J A長崎せいひからは西彼地区産というふうに考えてですね、あったということなんです。西岡議員の説明だったら、教育委員会から長与町産米オンリーだというふうに聞いたということなんで、ここはちょっと教育委員会の言い分と、西岡議員がおっしゃる部分と食い違うのですが、ここはちょっと確認を再度お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

じげもんを通して長与町の地場産のお米を使いますということで聞きました。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私、商業の方には詳しくないので教えていただきたいんですけども、代表者っていうのは簡単に変えられるもんなんですかね。西岡議員が代表を退く、当初は西岡議員が代表だったと思うんですね。ホームページ上にもそのように表示がされてました。ですので、それがホームページが先日、どなたか議員が言ったのですが、代表者名が変わったとおっしゃるんで、簡単に変えられるもんなのか。また実際にホームページの更新がされてなかったという理解もできるんですけども、実際に代表が変わったのはいつだったのかというのを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

その件につきましては、ホームページは他の民間の交渉事をする時に逐次更新をして持って行っておりますので、西岡屋の代表は操業後、父が20数年前に亡くなってからずっと現在まで、西岡吉子でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

西岡議員がその代表者かどうかというのはさほど問題ではないんですが、ただ役場としてはそういった認識があったのか。私も実はそう思ってたんですよ。そしてもう一つなんですけども、私これ西岡議員のホームページをちょっと調べさせていただいて、これは議員のホームページですね。実はこれ多分、作成年月日ははっきり分からないんですけども、多分2014年じゃないかなと、他の書き込みをいろいろ見てると思うんですよ。これ実は公明党のホームページからリンクされて飛ぶようになったページ、西岡議員がつくったページなんです。作りましたって、御自身で入れてましたので。その中には、西岡屋代表で書かれてるんですよ。御自身プロフィール欄に。あともう1点、飲食店を運営されてると思うんですけど、その飲食店の代表とも記載をされてます。そして、実はこれ、もうちょっと記載内容を紹介すると、西岡屋代表、飲食店代表。飲食店名が書かれてるんですけど、平成19年に長与町議会初当選。平成23年長与町議会2期目当選ということ、これ2期目当選以降につくられたホームページということになるんですけども、今の御説明と若干食い違う部分が多いのかな。そのお店のホームページは先程の説明で理解できたんですけども、公式ないわゆる議員のホームページでこういったことが記載されているということは、やっぱり公式というか、リンクが貼られてるわけですので、多分御自身が作られたホームページなんです。違うんですかね。これ、多分研修会か何かでお作りになってるんじゃないんですかね。そういった説明でも良いですので、いただけますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

作ったのは息子たちが作ったもので、勝手に作ったっていうか、その記載内容については党で書いてるのは間違いでございます。居酒屋の方、飲食店の方は確かに代表ではございます。それは平成何年かな。今、作った日を覚えておりません。ホームページは間違いでございますので、書き換えたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

事務局に尋ねますけども、6月6日ですかね、初めての全協の時に文書を配付されてこの問題を取り上げていくことになったんですけど。この文書に記載、記入等々に事務局はどれだけ関与して作ったのか、全然してないのか、ちょっとそこのところ、お尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

富永議事課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

そのペーパーにつきましては委員長の方で資料として配付をされたものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

基本的なところでお伺いします。これもう、前の所で西岡議員にも質問があったと思うんですけども、学校給食物資売買契約書ですね、ありますよね。この契約の中身が結局、全体の年間数量を納入する契約ではないと。10キロ当たり、この29年度の契約に基づくと10キロ当たり3,090円で納入するという契約内容だということは、西岡議員も当然理解をされてるということで、確認させていただいていいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

これは当事者が長与町教育委員会と西彼杵商工会という分になっておりますので、私がお答えすべきでは無いのではないかなっていうふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

契約の甲乙は町教育委員会と商工会というふうになってますけど、実際、お米を納めるのは西岡屋と中村米穀という意味では契約そのものの中身を理解しとかないと、ちょっとそういうふうな齟齬が生じるといいますかね。当然この契約の中身で契約しましたというのが、商工会からなり来るのではないんですかね。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

すいません。西彼杵商工会会長の山崎春雄さんの名前で、我々と、私どもと商工会がまた別に念書は交わしますね。そこでその確認をしますので、中身についての私の言及は避けさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○西岡克之議員

そうするとその念書の内容をちょっと教えていただきたいというふうに思うんですけども、今説明できますかね。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

念書で、私たちは以下の内容を遵守することを本書面をもってお約束いたします。長与町教育委員会から提示された学校給食用精米及び麦の納入条件に係る下記内容に、すみません、ちょっと読めません。無きを期すること10キロについて、納入について、配送時間について、産地について、価格について、ここでちょっとおかしいのが価格は長崎県給食会の価格に準ずることってというのが書いてございます。品質衛生について、連絡体制について、その他の事項としてという文言がずっと並んでおります。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この中でも年間数量が幾らだっているのは、特に決めてはないわけですかいい。念書の中でもですね、契約書の中身は、当然、年間数量が幾らというのは無いということ、これ教育委員会はそういうふうに言われて、そういう契約だから、JA農協からも給食米を入れる、認可をして、認可と言うか指定と言いましたかね。ちょっとそこ言葉は、ちょっと覚えてないんで申し訳ないですけども、そういうふうにされたということなんですけども、それは当然、西岡議員はそういう行為があってもしかるべきだというふう

に判断できる内容ですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

察しますに、年間購入数量というのはその時々

の児童数によって違ってくると思います。決め難いのではないかなっていうふうに推測をいたします。それと、各休みの期間、例えば、夏休み、冬休み、春休み等ございます時に返品が来ます。子供達に美味しいお米を食べさせるために在庫があったらいかんのでその時の在庫を現場の方から、これは教育委員会が知ってるかどうかは知りませんが、返品が来ます。それを受け入れます。また、学期の初めの時に、また納品をいたします。もう御存じのように夏の暑い時に給食米を置いてると劣化しますね。虫がつきます。安心安全じゃないので、新たな精米の米を、安心安全のお米を学期が始まった時に納品をいたします。そういうことで、年間の購入数量ってというのは決め難いというのが現状ではないかというふうに思われます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

売買契約の中身でそういうふうなところっていうのはですね、ちょっと理解をしまし

た。納入について非常に努力、大変な努力をされてるということも理解しましたが、この契約書のそもそもが年間数量を、そういう意味では年間数量の契約がなかなかできないと、いろんなこう、いろんな条件があつてという形で、だから年間数量契約するものではないと、10キロを幾ら単価で納めてくださいという契約だということなんで、別のいわゆるJAがその米を納入する指定業者になつても、これはおかしくないというふうな判断をされてますかね。そこはいかがでしょうか。というのも、なかなかやはりこの、西岡議員はいきなり6月からこういうふうに教育委員会が変えると言つたと、やっぱりそこにちょっと驚いて協議をしたというふうな話ですけども、そもそも契約が齟齬が無ければ、契約そのものにね、齟齬が無ければそういう契約も成り立つのではないかというふうに思つてですよ。そういう契約というのは、やっぱり成り立つと思つてるのか、いや、これ契約上違反してると思つてらっしゃるのかですね、その辺を確認したいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

慣例で今まで行われてきたこととございます。法的に云々ということは申し上げません。可能性の云々ということも申し上げません。ただ慣例で今まで持ってきたことが何か瑕疵があつて、今回のような形になつたのであれば、それはそれで理解をいたします。何も瑕疵がない時に、いきなり電話1本でそういう話を聞いたのはいかがなものかなつていうふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確かに教育委員会の西岡屋に対するこの連絡の取り方というのは、少しその疑問があるというか、問題があつたのかなつていうふうに思うんですけど。教育委員会は西岡議員が3月議会で質問された地場産業ですね、給食の地場産業で納入してはどうかと、利用してはどうかという形のそういう意見をとりまえて、6月はJAから、じげもんから取りましょうというふうな話をされた。瑕疵じゃなくて、こういう方法も良いんじゃないですかつていうふうな提案だったんですよ。それが困るだとかつていうふうなところが契約の確認だつたというふうな話ですけども、そこはそこでそういう瑕疵じゃなくて、こういう方法もやりますというふうな提案じゃなかつたのかなつていうふうに思うんですよ。それを受け入れられなかつたんでしょうかね。お尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

3月の一般質問の事は、私は町内の地場産の、議事録起こしてもらえば分かると思ひ

ます。米を使えとか一言も言っておりません。野菜農家のじげもんに来る人たちの安全性が確保できたらそういう形もあるのではないかと、またそのイオンができたので、野菜農家の、別のイオンでもやっておりますので、そういう形も努力しては良いのではないかというふうに産業振興課に尋ねました。それは事実でございます。先程申し上げたように、安心安全の担保ができれば、それと手順を踏んで学校給食法に則って、手順を踏んできちんとやられたのであれば、それはそれで良いのではないかなというふうに思いますが、私どもに来るのに電話1本でするのは余りにも乱暴ではないでしょうかという話で、論点で言ったんでございます。普通は文書で、これこれこういうことでこういうふうなことに変更になりますっていうのは、常識ですよ。それがなされてなかったっていうのが一つの瑕疵、私どもじゃ無いですね。ちょっと、ということではないかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

質問になるかどうかですけど、それについては、一旦西岡議員も了承してるんですよ、教育委員会の説明ですと。その後5月2日にですね、そういうふうに教育委員会が3月議会で西岡議員がされた一般質問に沿って、こういう方向でやりたいと思いますということで、そういう状況ならということで了解してるんですけども、それ以後、その状況の変化が生まれてるんですよ、これはなぜですかね。お尋ねしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

それは私に聞かれても分かりません。当初、この特別委員会で言われたように、地場産のじげもんですか、経営の地場産の物を使うというのに、それで納得をしておりました。私、その時に異物混入がないように御注意くださいねっていうことを次長にも申し上げました。確か、木須課長補佐もその場に居たんじゃないかなと、よく覚えておりません。日にちもよく覚えてないんですが、ただ帯田次長はそういうことは余り理解できないですね、私は理解できないですねという話をされたんじゃないかなというふうに思いますが、その時は。すいません、話を元に戻します。じげもんの地場産のお米を使うということで了承しましたが、実際に納入がされたのはJA長崎せいひの愛野で作られた米だったということで、約束が違うんじゃないですかっていう話は申し上げました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

良いですか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

西岡議員に議員としてお伺いします。6月1日に新聞報道があったかというふうに思います。その新聞報道を見られて、議員としてどのように捉えられましたか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

議員としてではなくて、私はこの中に、上の段のこちらは被害者だ。町教委は説明不足でJA側に発注したのは疑問と。今、河野議員の御質問に答弁をさせた部分です。議員だから大上段に振りかざしたわけではないという新聞記事ではこう載っております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私はお伺いしたいのは、議員としてこの記事を見てどう感じたか。なぜそう聞いたかという、私はこれを見て政治倫理条例をすぐ思い浮かべたわけです。だから、それで政治倫理条例を思われたのかどうかを確認したかったので、お聞きしました。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

政治倫理では3条の3、4の所に当たるのかどうかというのが視点でございますので、私はそれは当たらないというふうに理解をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この中で、勝本教育長の分で町議の影響が無かったといえウソになるっていうのを、こないだの教育委員会が来られた時に、確認した時に、教育長は確かにおっしゃらなかったと。しかしながら、そこに一緒におられた方の、教育委員会の中の方がおっしゃったということなんです。そうすると、それはやっぱり圧力があつたというふうに受け手側はやっぱり捉えてるんじゃないかというふうに思うんです。それからいくと、やはり倫理条例に抵触するのではないかというふうに思うんですけれども、その辺りはいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

私は全くそういう覚えはございません。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

そうなる、最初に戻って恐縮なんですけれども、政治倫理条例をどう捉えているかというところになろうかというふうに思うんです。だから、今回の行為は当たってないというふうに捉えてるのか、日頃から政治倫理条例っていうもので注意して皆さん、こういういろんな形で相談をされてると思うんですけれども、先程副町長には、この中の話でいくと2回行ったっていう事なんですけれども、他の事でもう何かいろんな話の中で若干こう圧力に近いものがあったのではないかと思います、その辺りはいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

圧力は一切かけておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

実態把握ですから。他にありませんか。

質問をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質問はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

先程からちょっと商工会の問題が出てまいりましたので、お尋ねをいたしますけれども、西岡屋と一緒に給食米の納品をしておる中村米穀店。これは先般の教育委員会の調査の中で27年、28年は全く納品をしてない。その間は西岡屋が単独納入だったということだろうと思うんですよね。納品をしてないということ。そうしますと議員の6日の説明の中でも中村米穀店は様々な理由があって、もう納品をしていなかった。お店も閉店をしておったと。そういう話が西岡議員からも補足をされたわけですね。そうしますと、これは教育委員会にも申し上げたんですが、契約をしとったけども、全く納品もしない。納品をしない理由があったらと思うんですが、そういった業者が、なぜまた今度、29年の給食米の納入に参入できたか。これは西岡議員の説明の中でも、はっきりその事は謳われておりますけれども、まず、なぜそういう2年間も納品をしていなかった。閉店をしていた。開店をされたので誘って、商工会で契約をしたという趣旨の説明をされておりますけれども、私の感じでは、この政治倫理条例の3条の倫理基準。これの3号ですか。町の請負契約云々というのがありますが、これは給食会計は私会計ということですので、基本的には教育長との契約ですから強くは言えませんが、いわゆるこの特定の業者を紹介したり、推薦をしたりとこういったものには明確に抵触をします。そしてまた、妨害、排除。ただしこれはもう、3号の問題は私会計ということをやめますけれども、なぜこういう業者を入れてまで契約をしなければならなかったのかということについて、説明をお願いします。

○委員（金子恵委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

冒頭誘って契約をしたというふうにおっしゃいましたが、それは間違いでございます。私は現状を商工会に報告をいたしました。商工会の方から中村さんにアプローチがかかったというふうに聞いております。誘ってはおりません。開店をしてみたいですよという話を商工会にして、商工会から話しましょうという形になった模様でございます。

○委員（金子恵委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっとこの前説明されたものを読んでみますと、当初一緒に納品業務を行っていた中村米穀店は様々な理由があり、納品ができずにおりました。途中閉店もされておりました。再び開店されたので、商工会を通じて納品業務の話をする、ぜひ前のように納品させてくださいという返事を聞いたので、教育委員会に報告をした。若干違うんですね。誘うと私は言いましたけれども、それはここにはありませんけれども、基本的に、中村米穀店にそういう話を持って行かれて、ぜひさせてくださいということは返事ももらったわけですね。そして、教育委員会に報告をしたと。これとの関連はどういうふうに捉えておられますか。

○委員（金子恵委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

書いてございますように、再び開店されていたので、商工会を通じてというのは商工会に行っていたということなんです。納品業務の話をする、商工会が行ったということなんです。商工会にぜひ前のように納品をさせてくださいというような返事を聞いたということでございます。

○委員（金子恵委員）

喜々津議員。

○委員長（喜々津英世委員）

私はこれを素直に読むと、商工会を通じて納品業務をしたいのということですよ。商工会から中村米穀店に話があったんですか。もう一遍、確認をしておきます。

○委員（金子恵委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

商工会の職員が行ってこういう話がありますよってということで話をされたら、ぜひさせてくださいということによって言ったそうでございます。

○委員（金子恵委員）

喜々津議員。

○委員長（喜々津英世委員）

それはそれとして承っておきたいと思いますが、先程念書の話がされましたね。中身が書きとめきれませんでしたけれども、基本的にこれは商工会に対して会員業者が、差し入れ方式の念書だと。3者契約ですか。2社で商工会に対してこういうことを守って納品をしますということだったんですか。それを明確にしていきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

西岡委員。

○西岡克之議員

ちょっと、喜々津委員の言われてるのが飲み込めてないんですけども、納品をするに当たって、我々はこういうことを守りますよということで差し入れた文書でございます。

○委員（金子恵委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

多分差し入れ方式の念書だと思います。通常、商工会にこういうことを、約束を守りますよということで差し入れる訳ですので、その方式だと思うんですが、商工会はこの中村米穀店は2年間も納品をしてなかったとか、あるいは様々な理由があって閉店までしていた。こういった事実を知っておって、商工会が、職員が中村米穀店に行くと。取引をしませんかと言ったという説明でありましたけれども、これは間違いはないですか。

○委員（金子恵委員）

西岡委員。

○西岡克之議員

冒頭に。すいません。私、差し入れ方式っていうのがよく理解できておりませんので、すいません。その辺に関しての御返答っていうか、理解はまだよくできておりません。ただ、我々は、商工会とこういう契約をまた、念書で結んで納品をしますよっていう事実でございます。その差し入れ方式が示す言葉の意味というのが、すいません、よく理解できておりません。今、お話があったように、今、喜々津委員長が言われるようなことで新たに納品が始まったというふうに理解しております。

○委員（金子恵委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと商工会の話はもうこれで終わりたいと思いますが。先程から、議員の説明の中でも、議員としてではなくて個人として行ったんだと。そういう話を何回もされました。また、同僚議員の質問の中でもその確認がありました。私は個人とか議員とかじゃなくて、もう西岡議員が行かれたこと自体がこれに抵触する行為であると。倫理条例の4号とか、4号ですか。あるいは1号の問題にしてもそうですけれども、そうしますと、

ここで確認をしておきたいのは、6月6日の全員協議会の中で、西岡議員は皆様に御心配、御迷惑をおかけしたことを遺憾に思っているというふうに言われましたけれども、この遺憾に思っているという意味を、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

結果はどうあれ、それを今、審議をされている、調査研究をされてるというふうに思っています。結果はどうあれ、こういう形で皆さんに手を煩わすということに対しての遺憾に思うということでございます。

○委員（金子恵委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

遺憾に思うという表現の仕方、よく使われますけれども、辞書を引いてみると相手方のやったことを批判する。これにも遺憾ということを使われます。そして、今度は自分側には釈明です。お詫びでは無いんですね。先程からずっと聞いておると、政治理念に抵触する行為はしてない。直接、そういう発言はありませんけれども、個人として行った云々ということ等でですね。あるいは教育委員会のやり方がまずいとか、いわゆる教育委員会のやり方に対して遺憾に思うと。そして、御自分の事に対してはどういうふうに思われますか。

○委員（金子恵委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

すいません、語学力が無いもので、遺憾の本当の意味がよく分からずに使っていた部分も有ったやもしれませんが、自分に対しては釈明、相手に対してお詫びですかね。というよりも今回は、根本的に内容の確認をまずしなければならぬという思いでございますので、それに行ったのは西岡克之として行かさせていただきました。それによって、云々ということではなくて、とにかくあの西岡克之個人で内容の確認に行ったということが第一義でございます。以上です。

○委員（金子恵委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

これで最後にしたいと思いますけれども、政治倫理条例の第3条の第2項。これに議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた時は、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないということが、この第2項で謳われておるわけですね。それで、先程来からずっと説明を聞いておりますと、私はどちらかというと、ここに対して議員の謙虚な気持ちが答弁の中には無いんじゃないかな。そ

うしますと、大変こう、失礼な言い方かもしれませんが、この責任を明らかにすべきではないかとそういうふうに思います。これについては、どういうふうにお考えか伺います。

○委員（金子恵委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

まだよく、この文言が飲み込めていないので、何とも答弁のしようがありません。ですので、ちょっと答弁は差し控えたいと思います。以上です。

○委員（金子恵委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

政治倫理の問題はまた別としてですね、米の問題でちょっと理解を深めたいと思うんですが、その学校給食の売買契約書によりますと、先程から何度もおっしゃるように、あくまでも10キロ当たりの単価契約があるというのと、もう一つが長崎県産のヒノヒカリですね、ヒノヒカリを扱うんだというのが契約なんですよね。だったんですが、西岡議員が6月6日の全員協議会の中で話したのが、学校給食米に納入されたのは長与産米じゃなく、結果的にはJA長崎せいひを経由した経済連のパールライスだったと、愛野の精米所ですかね、そこの経過だったと。私もそのパールライスとこのヒノヒカリの関係がどう、食い違うのかなと思ったんですが、今ちょっと確認してみたら、全農のパールライスで、パールライスの中で長崎県産のヒノヒカリというのは取り扱ってるんですよ。ですから、意図的じゃないとしてもこのパールライスの中にヒノヒカリというのが含まれてるというふうに理解すれば、教育委員会自体のこの契約は、契約違反は教育委員会としてはしてないのかなというふうに思うんですが、米の問題についてちょっと私素人なので、ちょっとそこは確認させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

質問を変えて。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、ちょっと質問変えますけれども、西岡議員が発言された中で、結果的には愛野の精米所を経由したパールライスだっていうことですが、これは西岡議員の認識ですと中に入ってるお米がヒノヒカリの品種だっていうふうな認識はありますか。それとも違いますか、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。まず、ぱっと見て、これがヒノヒカリか、コシヒカリかというのはなかなか

分かりづらい面があろうかと思うんです。分かる範囲で答弁をお願いします。

西岡議員。

○西岡克之議員

その部分は、問題は長与産かどうかってというのが論点でありまして、ヒノヒカリはヒノヒカリで別に問題はないというふうに、品種的にですね。要は産地の問題なんです。と思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ですから、今のところはもう明確に西岡議員と教育委員会の説明が明確に食い違っておりますので、これはもう委員長に取り計らって、これ教育委員会にも再度、明らかに違うので確認をお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

そのように計りたいと思います。他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと今の堤さんの内容にちょっと関係するかもしれないんですけど、給食を扱う時点でまず成分をどうなのかっていうのを、普通だったら1年に1回を提出をさせられるんですね。そういうのは本町の場合は、学校の場合は行ってないということなんでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

もし、把握しておれば、答弁を。

西岡議員。

○西岡克之議員

ちゃんと成分表を出して、成分表というか、教育委員会が発行する所定の分析表っていうか、内容書はちゃんと必要事項を書いて送っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

それを聞いたかったんですけど。どこの業者もやっぱりそれは一応、義務として提出をしないとイケないのかなというふうに思うんですよね。何て言うか、御自分は個人で行った。議員の立場では行ってないっていうのは西岡さんの認識であって。私たちっていうか、周りの人から見て、西岡さんのされたことが圧力なのか、その口ききなのか、働きかけなのか、これはもう個々人やったりいろんな考えっていうか、そういうもつで西岡さんの一言、一言にやっぱりこう言及していきたいっていうふうに思うわけですかいね。そういうことからしても、働きかけではないかという点も考慮して、こういうふ

うな特別委員会になったのかなというふうにもちょっと思ったりもするんですけども、新聞報道で教育長が先程、饗庭さんもちょうとおっしゃってましたけれども、町議の影響がなかったと言えはウソになるっていう、この発言というのは7月の3日の教育委員会での質疑応答の中で教育次長が言った、発言であったという説明で、明らかになったんですけども、これに関してですね、教育長の発言では無かったにしても、影響力を行使したという事が立証されたのではないかと思うんですけども、それに関して西岡議員はどういうふうと考えられますか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

金子議員も言われてるように取り方、相手の受け方というので、私は全く個人として行きましたので、全くそういう思いはございません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

しかし、周りがやっぱり議員。もう繰り返しになってしまうんですけどもそこは西岡さんからそういうつもりはありませんっていうことでおっしゃられるので、きっと皆さん、ぐるぐる回ってるだけで、結局周りは議員と思って見てるわけですよ。だからやっぱりそこに何らかの、申し訳なかったの一言ではないけれども、あつてしかるべきだというふうに思うんですね。働きかけとか何とかしてないにしても、こういうことを問題にさせてしまった、してしまったっていうところへのやっぱり謝罪というのは、あつて当然だと思うんですけども、その点は改めて、その考えてはいらっしやらないんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

謝罪っていうことはもう認めたということになります。私の意図と反することです。私ので、私はあくまでも個人として行きましたので、1業者の関わりを持つて個人として行きましたので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。今でもその思いは変わっておりません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、これは実態調査と政治倫理条例の部分も若干絡みがあるので質問があつたりしておりますけれども、政治倫理条例に関することについては、この後、議会の設置の目的として、長与町議会議員政治倫理条例に基づく調査というようなことを入れておりますので、また、その段階で詳しくやりたいと思います。他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

すいません。ちょっとその確認の意味で質問させていただきます。西岡屋は米の納入はどちらでされてるんでしょうか。西岡屋の米の納入、お米を西岡屋が取り寄せる、仕入れですたいね。仕入れはどこにやられてるんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

それはプライベートなことなので、言及は避けさせていただきます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野議員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると中村米穀店と同じ業者ですか、納入業者は。そこだけは確認できませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

それも、商売の中に入り込んだことなので、私から言及は避けさせていただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

なぜ質問したかというのと7月3日の教育委員会からの資料で、長与町の学校給食米の流れということで、全ての学校給食の米を西岡屋に発注をして、そこから中村米穀店に長与小分が来るというふうなこのフロー図をいただいたんですよね。そうすると、同じ業者なのかな。中村米穀店は別の業者ではないかと。西岡屋が全部取り寄せて、中村米穀店に長与小分を渡すというふうな形の取り組みをやってらっしゃるんですか。そこは確認できますか。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

そこは卸屋さんが同じ所もあれば、別の所もございます。ですから、うちの方でどうこうという言及は避けさせていただきます、商売の中身に入るものですから、そこはもう言及を避けさせていただきます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと事実の確認だけです。このフロー図をいただいたんですけども、じゃあその場合によっては中村米穀店に直接小学校が発注するということがあるんですかね。

そういう形でちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡議員。

○西岡克之議員

便宜上、どこぞの小学校からうちに来て、うちから連絡を入れます。中村さんにファクスかなんか知りませんが。うちから中村さんに何月何日にどういうふうに来てますよっていう形で連絡を入れている模様です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか、まだ発言なさってない委員の皆さん、ありませんか。じゃあ質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

西岡議員にお礼を申し上げたいと思います。いろいろ質疑に対してお答えをいただきました。厚く御礼を申し上げます。今後とも、これで終わりになるのか、政治倫理条例の中でまた出て来るのか分かりませんが、今後とも、調査に協力をいただきたいと思います。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を解いて委員会を再開します。かなり時間も経過をいたしておりました。この後、実はいろいろ考えておったんですが、もう、約3時間程度になろうとしております。それで、次の委員会につきましてお諮りをしたいと思いますが、この前の3日、それから、今日の会議録、この整理をある程度踏まえた上で、次の委員会を開きたいというふうに思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

日程的には今月いっぱい、下旬に開けないかなという思いがいたしておりますけれども、もし、それで御異議がなければ、後もって、また、いろいろ議会の行事とか、そういうものと照らし合わせて、日程はお知らせをしたいと思います。

次回は政治倫理条例。今日、いろんな教育委員会との問題、商工会の問題、いろんなものひっくるめて出てまいりましたけれども。絡みで、倫理条例の部分についても質問がありましたけれど、最終的に次の委員会では、これが政治倫理条例に抵触するのか、しないのか。抵触するとすればどういう事項があるのか。ここをしっかりと押さえた上で、委員会としては今後進めていきたいと思っております。

御異議ありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、当事者の行政側、教育委員会と西岡議員。お聞きしたわけですけど、その中でいろんな諸団体出てきてますよね。そういうところで聞く必要ないのかどうかっていう、ち

よっと私もこう心配するわけですけども。これだけで、後は、いうなれば商工会と農協でいろいろ出てます、はっきり言ってですね、名前がですね。参考人として来ていただいて、やっぱりこう詳しく聞いても良いんじゃないかっていう気もするわけですけど。そういう点については、委員長としてはそれは無しとするのかどうなんですか。皆さん方の意見なんかをお聞きしながら、もし、検討してもらえればと思いますけど、どうでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

私とすれば、例えば、商工会であるとか、農協であるとか、あるいは、それぞれ各校の給食米の担当者であるとか、そういった所から話が聞ければ良いわけですけども、基本的にその100条調査権で調査をすることではありませんので、あくまでも任意で御協力をいただければ問題なかろうと思うんですが、基本的に今日も、お分かりのように、念書が多分差し入れられておりますけれども、教育委員会と商工会の契約は単年度契約です。毎年契約ですね。ところが念書が毎年されとるのかどうか、それはちょっと今日聞き漏らしましたけれども。そういった問題であるとか、かなり、例えば中村米穀店にしてもいろいろ調べたい事はあるんですが、皆さん方が今後調査をする上で、例えば文書による質問とか、そういったことが可能なのかどうか、事務局とも十分に打ち合わせをしながら、議会運営提要とかそういったものを見ながらですね。やらなければ、私もここでどうします、こうしますというのは、なかなか言えないんじゃないかなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、委員長が苦勞する話が出ましたけど、事務局としては今言う、その商工会とか農協とか、その他、いろんな名前が出たり、関係団体出てますけども、個々にお問い合わせということは無理っていう前提なのか。これできるっていう判断なのか。どうなんですか。それができなければ、00条委員会を作って、また皆さん方で検討してやるとかなってくると思いますけども、どうですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

富永議事課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

事務局としての考え方ですけども、今回、この特別委員会の目的が倫理条例にどうかというのが大きな柱としてあるわけでございまして、今回の話でいくと教育委員会、副町長と西岡議員、この三者が新聞報道等でも出てきてるお名前でございまして、まずはこの三者で事実確認をしたというのが今の状況でございます。この状況で皆さんが実態把握として把握をされた内容をもってですね、倫理条例に抵触する、しない。その辺りは特別委員会の中で決めていただくことではないのかなということで考えてはおります。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

だから、難しいような発言であるから、委員長として皆さん方にそういうのを諮って、先程出るような来ていただくか、あるいは文書で行動いただくか。何かそういう次の策ができないのかなと思って、ちょっと私が委員長にお願いして、なるだけならやっぱり、まだまだ皆さん方も本当にこう究明したいという気持ちがあるような気がしますので、せっかくならば、そこまでも良いかなって私思っ、ちょっと、発言をさせて、皆さん方に問うてからいければどうかと思って、ちょっとしとるわけですけどね。

○委員長（喜々津英世委員）

他の委員の皆さん、どうですか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

やっぱり、その今の100条委員会とこの特別委員会の違いがね、やっぱりありますから、なかなか難しい所だと思うんですね。農協にすればコンプライアンスの遵守規定があるんですよ。これを逸脱して、ちょっと農協から、この委員長の資料じゃね、取材報道がもたらされたら、もう確定的に書いてあるんですね。そうすると、私達は農協の事に口出しすることはできませんけど、非常に迷惑をかけるんじゃないかなという気持ちがあるんですね。コンプライアンスということをちょっと出してみたんですよ。そしたらね、やっぱりこの新聞社へ農協が出したということ。それと議員がここにその資料を持ってるということは非常に大きな問題なんですよ。農協にとってね。我々は違いますよ、我々はこの今の実態を言ってるわけですけど。実際この社会的に見ると、この農協というのは、この目的、はじめこれだけコンプライアンスについてありますけどね。8枚ぐらいあるんですよ。これを全部読ませていただいたけど、非常に問題が出てくるんですね。だからその辺も含めながら、事務局と委員長、判断してね、呼ぶ人、呼ばない人考えないと大変なことになります。それを一つ忠告をしておきます。

○委員長（喜々津英世委員）

農協のコンプライアンスの問題は農協内部の問題ですので、我々がここでどうこうじゃない。ただ商工会については密接に契約という問題がありますのでね。しかし、商工会だけ呼んでどうこうということでも、やっぱり問題もあろうかと思しますので、これについては今後の調査の中で、それをどうするかということについては、会議録の整理等した後、なお疑義の解明が必要だという部分があれば、そういったものにまで踏み込んでやるべきじゃないかなと思います。いかがですか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程7月末ぐらいでとか発言がありましたですね。7月末ぐらいで終わりたいとかいう、何かね、報告を事務局に聞けば分かると思いますけども、24日から広報のあれが出て、研修に行くし、末にはまた建産が行くとかいうことで、あるとなれば来週。でも、あんまり時間が無いわけですね。だからそういうことも一つ思いますけども、何かそういうのを含めながら、ちょっと進めてもらいたいと思いますけどね。

○委員長（喜々津英世委員）

先程、申しましたように、会議録がまだ3日の分も出来ておりませんので、ぜひ事務局も本来の業務プラス、こういったもので手を煩わしておりますので、そこら辺が今日の会議録が出来るのも踏まえてですね、やっぱり、次は7月の下旬にせざるを得んと。そうすると、委員会としては、それを踏まえてまた8月にずれ込んで行くということも間違いないと思いますので、そういうスケジュールでですね、やっていきたいと思えます。他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけど、先程委員長は今度の委員会は倫理条例に抵触するかどうかという議論をしたいというふうな話をされましたけども、同僚議員からは他の関係者も呼んで話を聞いたかどうかというふうな話なんで。どうなるんですかね、抵触するかどうかを議論した後に他の関係者を呼ぶものなのか。その辺の議論がどうやって良いのかちょっとこう、イメージ的に沸かないですね。例えば私は抵触すると言う。他の方は抵触しないと。その中で分かれたあと、また呼ぶのかですね、その辺がちょっとこうイメージとしてよく沸かないんで、どういう回になるものなのかですね、ちょっと確認したいと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

今日の質疑の中でも明確になったのは、自分はそういうつもりじゃないんだと。相手方の取り方次第だという話も随分ありましたね。今日の答弁を聞く限りは遺憾に思うというのは、あくまでも行政側の対応に対して遺憾に思うと、御自分がお詫びしたということでは全く無かったというふうに思えます。そういったものを明確にする中で、そういう関係、団体関係者を呼んで、するかしないか。これは、今ここで私もどうするということとは言えませんが、私とすれば、もしそういう100条委員会でない調査ですけれども、協力をしてもらえるということであれば、より実態解明に結びつくというふうには思っております。答弁にならんでしょうけど。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ですから、ちょっとこの議事録が、今日もいろいろお話聞いて、まだまだこうなんですかね、不明な点がたくさんあるんですね。聞き取る中ではなかなかこう、書けないし、やっぱりこの議事録を確認する中で、じゃあこの辺はもう一度教育委員会に、この辺は農協なり、商工会なりというふうな形の整理をする会議にしてもらったらどうかな

と。いきなりその抵触するかどうかという議論になるとちょっとまだこのそういう他の意見も聞きたいってなると、そこはまだ言えないというふうな方も出てくるんじゃないかなというふうに思いますし、今日の発言を聞いて、この専門家の意見もね。場合によっては聞く。学識経験者みたいなですね、そういうふうな意見を聞く場も、ちょっとこういう発言があったけど、これはどう捉えるかとかですね、そういうところもちょっと確認して、それはわざわざ来てもらう必要ないかもしれませんけども、そういうふうな事例だとかですね、ちょっと、調査する機関にしたらどうかというふうにちょっと思うんですけど、これ提案ですけども。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、分かりました。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この特別委員会のポイントは二つあると思うんですよ。一つは、政治倫理条例に基づいて、その特別委員会を設置するというのが基本的な考え方であったですね。これはポイント1ですね。それとそれじゃあ何をするのかという、その条例の決議のですね、設置の決議の目的にありますように、一つは、給食米を巡る新聞報道に係る実態把握が一つ。それで二つ目には、長与町議会議員の政治倫理条例に基づく調査とこの2点があるわけですね。今ですね。今3回ですかね、今日で。しておるのは、先程の言いました（1）の給食米を巡る新聞報道に係る実態調査なんですよ。これでね、今、今日の段階で、この実態調査を終わるのかですね。終わらないのか、どうしてもやっぱりあることが、あるのでね、やるかやらないかということであってですね。次は、この実態調査をもう今日で終わりだということに、みんなの意見でね、なれば、次は（2）の政治倫理条例に基づく調査に入っていくと。それが、先程、委員長言われるその抵触するかしんないかという以前の問題として、（2）で調査しましょうと決めとるわけでしょう。それを議論しなくてですね。抵触しますか、しませんかと前回の終わりにも委員長は発言を、ちょっとそういう発言をされましたですね。それはちょっとやっぱり早過ぎるわけですね。（2）の調査を1回で終わるのか2回で終わるのかね、これを議論をせないかんわけですよ。そうした上で、抵触するかしんないかをですね。決めないかんということに、やっぱり順序間違わんように運営をした方が良くないかと、委員長の運営としてですね。

○委員長（喜々津英世委員）

実態調査を終わるのかどうかということですけども、基本的には、先程河野委員の方からもありましたけど、あるいは吉岡委員からも、商工会等と呼んでと。そういう団体と呼んでという話がありましたけれども、基本的にはこれで終わりということじゃなかろうと思います。またいろんな関連した問題が出てくれば、それは、倫理条例の問題と絡めて調査をせざるを得んということになってくると思います。いずれにしても、倫

理条例の問題に今度は入っていきますけれども、そこら辺を踏まえて、特別委員会としてはそういったものがあつたのかどうかということについてですね、やっぱり認定をするかという作業が必要になってくると。賛成、反対いろいろあろうかと思えますけれども、それはそれとして、これは委員会ですので、そこまでやっていくというふうを考えております。

他になれば、本日は大変、長時間に渡って調査いただき、ありがとうございました。これにて閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 16時32分)

委員長